資料８

総合科学技術会議　知的財産戦略専門調査会（第２１回）議事録（案）

１．日　時：１７年1月２７日（木）１６：００～１８：００
２．場　所：中央合同庁舎４号館　４階共用第４特別会議室
３．出席者：
【委　　　員】阿部博之会長、岸本忠三議員、柘植綾夫議員、黒田玲子議員、
秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、
澤井敬史委員、竹岡八重子委員、原山優子委員、平田正委員、
本田圭子委員、松重和美委員、三原秀子委員、森下竜一委員、
横山浩委員、渡部俊也委員
【文部科学省】根本光宏研究環境・産業連携課長、伊藤学司研究環境・産業連携課技術移転推進室長
【経済産業省】佐藤樹一郎産業技術政策課長、中西宏典大学連携推進課長
【特　許　庁】新井正男技術調査課長

○会長　それでは、全員おそろいになったようですので、ただいまから総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会を開催いたします。

私、会長を仰せつかっている阿部でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、３つの件について報告、または御審議をいただきます。議事次第にありますように、１番は「知的財産戦略に関する取り組み状況について」、２番は「大学等における知的財産権の積極的活用等について」、３番は「科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について」ということを考えております。

まず、資料の確認から入りますので、事務局お願いします。

○事務局（資料の確認）

○会長　ありがとうございました。本日は、専門調査会再開の第１回ということになりますので、メンバーにも変更がございました。事務局から出席の方々の紹介をしてください。

○事務局　（出席者の紹介）

○会長　ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

最初に議題１ですが、「知的財産戦略に関する取り組み状況について」ということで各省の報告をお願いしたいと考えておりますが、その前に事務局から説明をしてもらいたいと思います。

○事務局（資料３に沿って説明）

○会長　ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたように、総合科学技術会議における検討と知的財産戦略本部の検討の対比が載っています。最初は多少独立的にオーバーラップの部分もあったかと思いますが、２００３年以降は科学技術に関連の強い知的財産戦略あるいは大学・公的研究機関等の活性化戦略等については、総合科学技術会議の専門調査会で主として議論し、知的財産戦略本部の別の課題に対する検討とドッキングして、推進計画の中に入れていただきました。それから、そのリバイズドバージョンである「推進計画２００４」の中にも入れていただくというやり方をとっております。

　知的財産戦略本部の荒井事務局長がここの委員に入っておられますので、もし何か御質問があったら荒井さんに助けていただきたいと思います。そういうことで重複を避けつつ連携を保ってきました。

　今年の５月ごろにもまた「推進計画２００５」というものが待ち構えているわけでありまして、それに対しても今日以降のさまざまな御議論を反映させていただければと考えているところであります。

　引き続き、文部科学省から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○文部科学省　（資料４に沿って説明）

○会長　ありがとうございました。それでは、引き続きまして経済産業省お願いします。

○経済産業省　（資料５に沿って説明）

○会長　ありがとうございました。それでは、引き続きまして特許庁にお願いしたいと思います。

○特許庁　（資料６に沿って説明）

○会長　ありがとうございました。

　議題２の「大学等における知的財産権の積極的活用について」、事務局から今後の進め方について説明をしてください。

○事務局　（資料７－１、資料７－２に沿って説明）

○会長　ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御意見をいただきたいと思います。今、議題２の「大学等における知的財産権の積極的利用について」ですが、これについては今日いろいろ御意見をいただいた上で、「特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」を設置して深掘りをしていただくことを考えております。それに対する御意見でも結構ですし、更に今後の進め方を含めて委員の先生方から御発言をちょうだいしたいと思っております。

大変恐縮でございますが、お１人３分以内でお願いしたいと思います。

○委員　１つは、知的財産の使い方、あるいは知的財産の戦略、これは産業分野によって非常に違うということです。特にバイオ、ライフサイエンスの場合には他の分野とものすごく違うということで、この辺をどう考えるかが一つの大きな問題になるのではないかと思います。

それからもう１つは、先ほど事務局からありましたが、大学等において公的研究資金が導入されているものについては、もうＮＩＨのガイドラインのようなものがあるわけですから、半分答えが出ている問題だと思います。それよりも一番問題になるのは、やはり公的資金が入っていない、あるいは共同研究、あるいはそれを産業界に移転する場合ではないかと思います。ただ、これにつきましては非常に大きな議論があると思いますので、簡単にまとまるとは思いません。

それからもう１つ、外国の動きですが、ちょっと補足させていただきます。現在スイスでは３月に法案が出ると思いますが、リサーチツールそのものについてはすべて強制実施権を持ちます。それで、話し合いがつかなかったらジャッジが決めるということが公聴会に出されております。

それから、ドイツにおいては既に法案が出されておりますが、遺伝子特許については用途限定でやる。５年間ライセンスの権限がありますが、それ以外では遺伝子そのものは自由に使える。こういう形で、ヨーロッパではいろいろな動きが出ております。

そういうことで、特許法というのは全部普遍的にやれという考えもありますけれども、例えばアメリカについて言えば９４、９５年だったと思いますが、バイオテクノロジーにおいてはバイテク法案という特別な立法をしております。そういうことで、原理主義で何でもかんでも同じにするということではなくて、やはり産業構造の在り方、産業政策の在り方、その上での知的財産戦略の在り方ということを考えるべきではないかと思っております。そういう意味では、産業分野の声が反映できるようなプロジェクトチームもあってしかるべきではないかと考えております。

○会長　どうもありがとうございました。

○委員　今回の専門調査会の議論のうち、知財の専門人材の部分が非常に大事ではないかと思います。その関係で１つは特許庁の任期付き審査官は、昨年からスタートして１０倍

の倍率があって、その中で９８人採用されたわけですが、そのうち博士を取得している方が２３人おられます。こういう方は将来の弁理士あるいは最先端の知財のスペシャリストとしての期待ができますので、是非この５００人計画を確実に達成していただくということは人材という意味でも大事ではないかと思います。

第２点は、ポスドクに法曹の分野に入っていただくということですが、昨年法科大学院で理科系の人が入ったのは学生のうちの８％でした。将来とも理科系出身の方が法科大学院に入っていただき、法律と技術の両方をわかる人が育つということは非常に大事だと思いますので、ポスドクの方を含め博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブをしっかりつくることが大事ではないかと思います。

３点目は、理科系の学生は科学技術をしっかり学ぶということが一番の基本ですが、同時に法務を活用する知財のルールもしっかり分かっていただくことが大事だと思います。学部あるいは大学院の段階で全員が知財を学ぶ機会をつくっていただく。場合によって必須課目、あるいはそれに準ずるような仕組みも考えていただくことが必要ではないかと思います。以上です。

○会長　ありがとうございました。

○委員　私の方からは、地域の自然資源を生かした知的財産の創造及び活用というところで問題提起をしたいと思っています。

現在、地域的に見て地方の資源を一番利用したいはずの東京の企業が、地方の研究をなかなか知ることができない状況です。地方では地方の大学・企業が努力して開発研究しているのですけれども、どうしてもその成果は地方の企業等にしか開示されない、例えば特許流通フェア、というところが非常に多いものですから、それを全国的にリンクできるような方法を検討していただきたい。

それから、私は今、名古屋在住ですが、大学で発明されたものを中小企業の人が利用しようと考えても非常にレベルが高過ぎるようです。そこで現実に何が行われているかというと、名古屋市の工業研究所とか県の産業技術研究所の方が民間に使いやすいように開発をするというようなことが行われております。ですから、大学の技術を中小企業が利用するというよりは、その大学の技術を咀嚼した形で技術レベルをダウンしたものを県あるいは公設研究所の方が開発し、中小企業用にバックアップできるような体制づくり、これはロイヤリティの問題が絡んできますので非常に難いところがあると思いますが、そこら辺を何か連携強化できるようなことが検討できればと考えております。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

○委員　私の方は３点あります。１つは、資料５の７ページで、ＴＬＯに対する産業界か

らの評価で医学部系の評価が非常に低いという結果になっています。私どもはそこにいるわけですが、工学系とはもともと技術の質が違うということもあり、かなり苦戦しているのが実情です。この辺りの活用を考えると、なかなか一律的な活動だけでは難しいと思いますので、少し具体的なケースごとの案件なり、あるいはもう少し丁寧な指導というものが必要となってきた時期になっているのではないか。正直なところ、これは知財本部の中でもかなり混乱しているところだと思いますので、その辺りもここの中で具体的な方向性等を示すことが必要ではないかと思っております。

２つ目の点としましては、利益相反ルールです。これは形はできていますが、なかなか実働していない。今度は個人情報との話がかなり問題になってきているというところも実例として出てきております。どこまで個人情報等が大学等で守れるかということで、実際、実務的な変化が出始めていますので、この辺りも今後議論が必要ではないかと思っています。

最後の点として、知的財産専門人材です。これはポスドク１万人計画の中で、ポスドクそのものがそろそろ行き先を考えなければいけない時期になっています。助手等あるいは準教授という変化も出てきていますが、そうした研究人材だけではなくて知的専門人材にならせるための具体的な制度が必要なのではないか。具体的には、従来あるポスドクとしての仕組みの中に、例えば、そういう専門人材になるためにグラント等を用意するなり、あるいは具体的なマッチングの大学院教育をするといったようなことが必要ではないかと思います。

これはかなり急務で、現在のポスドクの状況を考えると、アメリカに留学するという形で一時的に間をつないでいるケースがかなり増えてきております。卒業の状況を見ると、そろそろ手をつけないともう間に合わないのではないかと思っております。この辺りも是非、今回の中では議論していただきたいと思っております。以上です。

○会長　ありがとうございました。

○委員　私は、大学あるいは企業・産業界において知的財産におけるコンテンツというものを取り扱っている立場から、コンテンツに関する意見を述べさせていただきたいと思います。検討事項として４点発言させていただきたいと思います。

デジタルコンテンツはコピーが非常にしやすいということは皆さん御存じだと思います。コンテンツを含む知財を保護したり流通を促進させることは重要ですが、コピーされやすいので保護をするとだれも使えなくなる。使えなくなるので、では自由に使えるようにすると流通は促進されるけれどもコピーされやすくなるという、ある種の相反関係を持っていて、ここをどうするかということを少し議論していただきたい。これが１点目でございます。

これに関連いたしまして、違法コピーされてしまう場合にそれが１国課題であればいい

のですが、ネットワーク時代ですので国際的にボーダレスな形で違法ダウンロード等の違法コピーが行われるというケースが最近では日常茶飯事でございます。その場合、どこの法律でこの問題を解決するのか、あるいはどこの裁判所でそれを執行するのかということが明確ではないので、是非議論の中に含めていただきたいということが２点目でございます。

３点目は、特許ではなくてむしろ著作権に関係することですが、昨年、委員にも大学にお越しいただいて、パネルセッションの時にも発言されていたのですが、最近デジタルコンテンツを創造する、つくる側というのがだれがつくっているかが明確でなくなってくるケースがあります。皆さん御存じだと思いますが、ブログと呼ばれるようなコミュニティ型でいろいろ意見を述べ合ったり、あるいはそういったソフトウェアをオンライン上で使うことによって､顔が見えない皆でコンテンツをつくっていくというようなことが起こる。では、その場合コンテンツの権利者はだれかということが今は明確ではない。すなわち、それを知財として考えた場合に問題ではないかということが３点目です。

４点目はまた少し話が変わりまして、今日の話にもありますが、例えば地方の知財として伝統工芸みたいなものがあります。そういったノウハウを活用して何か促進できないかということがコンテンツの方でも模索されております。具体的に申し上げますとものづくりの技術とユビキタスのようなＩＴ技術、科学技術を組み合わせて新しいセンサーを搭載したような家具とか、そういったものが登場しております。こういったものに対して、知財をどう扱っていくのか。どうやって流通したり保護していくかということがまだ未整備だと思いますので、その辺も議論の対象にしていただければと思います。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。後で少し整理をさせていただきますけれども、続けてお願いします。

○委員　今回は「大学等における知的財産権の積極的活用等について」というタイトルなので、もう一回原点に立ち戻って何を目指しての活用かということ、それを測る指標はどのようなもので測るのかということ、それからそれをどのくらいのタイムスパンで考えるのかという辺りは、もう一回いろいろな意味で考えていく必要があるのではないかという気がいたします。例えば、知財戦略をここ数年やってきて第１フェイズが終わって多分第２フェイズに入る段階で、基本的な立脚点なプロイノベーションという観点で見るべきだろうと思います。特に大学の知財への関わり方を見ると、お金の投資の仕方と回収の観点から見るとかなり企業とは変わっていて、企業は御案内のように、ある製品を売ったり、商品やサービスを市場に提供して回収してお金のクロスサイクルの中でいろいろやっているわけです。

ところが、大学等には税金からもお金が入って、基本的にオープンなお金が入ってきて

いるわけです。したがって、企業の場合は評価の関数が割とはっきりしていて、利益に貢献するかしないかは非常にクリアですが、大学の場合は、同じようにお金がもうかっているかという観点だけからの見方はちょっと危険なような気がしています。今日の資料を拝見しても「知の源泉」という言葉があちこちに入っております。だから、「知の源泉」としてどんなバランス点を知財のところに求めていくのか。

例えば、論文と特許の相関みたいなものがどうなっているかとか、そういう観点を入れていかないと、今日の資料を拝見すると、特許の出願件数がこのくらいとか、そういう形だけになっているので、もう少し「知の源泉」としての評価をどういうふうに見ていくか。それから、お金でアメリカとの比較で５．５億と１０億ドルとありますが、これだけでなくて地域経済の貢献度とか、雇用創出とか、そういう新しい観点も入れたバランスも見ていかないと、企業だけの利益ベースに追いかけた見方は怖いと思います。

それに絡んで、多分これはこれからの課題だと思いますが、大学も法人化して機関帰属をして、今は職務発明のことが騒がれています。入ってきたお金が基本的には研究環境の整備の方にフィードバックがかかるというのが本来あるべき姿だと思いますので、個人のインセンティブという話はあるのですが、そこら辺の話もここでのメインにするのかどうかは別にして、いろいろな在り方を考えていく課題がかなりあるのではないかと思っています。以上です。

○会長　ありがとうございました。

○委員　非常に大きなことを扱う会議なので言いたいことはやまやまありますが、今日は特許法６９条１項の問題に絞って言わせていただきます。

私は公的研究機関、それから国立大学、私立大学の主に知財関係の弁護士をしております。そこで、特許庁の資料６にあった見解を出されて、これが実に非常に大きな波紋を呼んでいるということをまず言いたいわけです。資料６の２ページ目にある４.「研究において他人の特許発明を使用しても侵害に当たらない場合」と書いてありますが、実は大学や公的研究機関における研究と特許法６９条１項の関係については日本の裁判所の判例というのはまだ出ておりません。医薬品の開発について特許法６９条１項についてはいろいろな判例が出ていますが、最高裁判所の判例は一言半句もこういうことは言っていません。したがって資料６の２ページ目４の特許庁の見解は、裁判所の見解によっては裏付けられていない見解なのかなということです。

それで、実際にこれが一体、今どういう波紋を呼んでいるかということです。確かにアメリカではこれは判例が出ましたが、私はアメリカではどうだという議論をそのまま日本に持ってきたときに国力、国の産業力という大事な観点が抜けてしまう可能性があるということを非常に危惧しております。この６９条１項をもし特許庁の先ほどの解釈を形式的にあてはめたときに一番影響が出るのは、先ほどから問題になっているバイオの分野です。

いわゆるスクリーニング特許、リサーチツール特許と言いまして、今はそれがなくては開発ができないという状況の段階に入っています。

それで、もう一つの分野が製品とか技術に対する評価の研究で、地味な研究ですが、これもまた非常に実用化に向けては大変大事な研究なわけです。この２つの研究の自由度が特許法６９条１項の解釈の内容如何によってものすごく大きく変わるだろう。特にバイオの分野、リサーチツール特許などが強いのはアメリカ企業です。それで、アメリカの会社はもちろん日本でも特許を取る。仮に日本が先ほどの特許庁見解を大学や公的研究機関の研究にも形式的にあてはめていったとき、どういうことが起こるだろうか。例えば大学がこういうリサーチツール特許を使って日本企業と組んで共同研究をしたいというときに、果たしてアメリカの企業はそれを使っていいと言ってくれるでしょうか。仮にライセンスしてくれるとして、ライセンス契約中に当該特許を使って生じた発明等を開示せよとの要求は必ず入ってくるだろう。そういうことがまず念頭に上りました。つまり、国際的な競争の中で各日本の企業はしのぎを削っているという視点を、没却してはならないのではないかとまず思います。

それから、特許庁の６９条１項の解釈が公表されたことにより、実際に今どういうことが起こっているかといいますと、大学では知的財産権の機関帰属化というときに、若手の研究者からネガティブな反応が出始めています。若手の助教授クラスの方は当然その大学にずっといるかどうかはわからない。ほかの国立大学に行く場合もあれば、あるいは公的研究機関に行く場合もある。あるいは、公的研究機関から大学に行く場合もある。つまり、人材の流動性を研究機関は高めましょう、それによって研究をもっと活性化しましょうという政策を日本はとっているはずです。助教授クラスの人はそれを考えています。そのときに機関帰属化してしまった。そして、例えば自分が別の大学に行き、別の研究機関に行ったら、その機関の特許ではないわけです。果たして自分が発明したけれども、６９条１項について特許庁のような解釈が正しいのであれば、大学のものになってしまった特許を、自分が他の大学や公的研究機関に移った後も、自由に使い続けて研究ができるのだろうか。それを考えたときに、機関帰属化というのはやはり自分の研究の自由を奪うものだ。これは若手の研究者は当然考えます。

それで、大学の知財部は今大変困っています。うちはそういう狭い解釈は事実上いたしませんというようなことを言いますが、それは口約束ということになってしまうわけです。特許法６９条１項を狭く解釈することは、機関帰属化の推進に対して障害となります。この観点から、大学や公的研究機関の研究の自由を過度に制約することがないよう、ガイドラインの整備等が必要、と言えます。

それから、企業との共同研究をするときに共有特許というものを当然大学は考えます。要するに、アメリカの大学のように全部大学が特許を単独で出す、たとえ企業と共同研究をしたとしても全部大学だということは、案外日本の研究者は伝統的に考えないです。企業にも共有で持ってもらいましょうという考え方を取ります。しかし、特許庁の６９条１

項の解釈の下では、企業と共有特許にした途端に、もしかしたら今度はその同じ基礎的な研究の分野でほかの企業と共同研究ができなくなってしまうのではないかという可能性が出てくるわけです。つまり、この共有特許を使って競合企業と共同研究をすることについては、その共有者である企業のＯＫが取れない可能性がある。これは非常に研究者としては困る。つまり、基礎的な分野であるほどたくさんのいろいろな企業と組んで共同研究をされています。いろいろな企業に技術移転をしています。大学の先生、あるいは公的研究機関の研究者の方はそうです。しかし、特許庁の６９条１項の解釈を形式的にあてはめると、大学側としては、あるいは公的研究機関の側としては、結局企業との共有特許というのは出すと危険だ。単独にしていった方がいいという方向になってしまうかもしれません。これは、逆に企業側にとっては大変なマイナスなのではないかと思います。この観点からも大学や公的研究機関の研究の自由を過度に制約することがないよう、ガイドラインの整備等が必要、と言えます。

　最後に、私立大学のことを考えていただきたい。特に医学系、先ほど言いましたバイオの分野は私立大学の貢献が大変大きいです。臨床研究などはもちろん国立大学も大変たくさんやっておりますが、私立大学もやはり優秀なところがたくさんあります。そこはやはり国の研究資金などという議論とは少し違うわけです。だから、特許法６９条１項で許容される範囲を公的資金が入っている研究だけに狭めるのではなく、私立大学の研究にも特許が使えるような公平な観点で決めて欲しい。ここは公の場ですから公平性というものが大事なのではないかと思います。

○会長　いずれも私も問題を共有いたしますが、これからどうしていくかということはまた御相談させていただきたいと思います。

○委員　私は、大学の視点からお話をさせていただきます。大学というのはやはり企業と違うところです。違うというのは、特許庁がおっしゃるように業という視点からではなくてミッションという視点から違うということです。教育の場であり、研究の場であり、研究者を育てる場であるということをまず認識した上で話さなくてはいけない。

　１つめとして、先ほどスイスの事例をお話になりましたが、私はどっぷりスイスに浸かっているものですから昔話をいたしますと、ＴＬＯを回ったときに非常に印象に残ったのが、我々大学は物をつくるところではない、物をつくるのは産業界である、そうであれば、ラインセスがきたときに相手方が物をつくらないのであればそれを戻してもらってほかにつくるところを探すのが我々のスタンスだということをおっしゃっていました。多分、その物の考え方が反映されている話だと思います。

　２番目の点ですけれども、大学と言っても教育の視点から見るとこれからいろいろなツールを使っていかなくてはいけない。その一つとしてｅ－ラーニングという話がございます。ｅ－ラーニングで一番困るのは何ですか。コンテンツをつくるのも大変ですが、コピ

ーライトをどうするかという話です。もろもろの知財のことを考えていると、まさにオープンなアクセスというものをなるべく縮めなくてはいけないということになるので、そこら辺の矛盾をどういうふうに解釈していくか、解決していくかが一つの大きな問題です。

それからもう一つ、人材育成の方からいきますと、先ほどの資料の今後の取り組み方の４番目に「知的財産専門人材の確保・育成」ということがありますが、専門人材だけではないです。大学におきまして、多分工学系の先生もそうですが、社会人文の方もそうです。知財とは大学においてどういう位置付けなのか。自分の研究活動において知財とはどういうものなのかということを、ある種のブレーンストーミング的なところで勉強しなくてはいけないということです。ですので、専門人材を育成することは必要ですが、プラス啓蒙的なところでもって皆で認識を共有することが必要だと思います。そういう意味での教育というものも大学の中に取り入れなくてはいけないのではないか。

最後の点です。地域の自然資源等を活用したというお話がございました。自然資源のみならず、地域の持つ産業にプラスアルファの付加価値を付けるときに知財がどう絡んでくるかということも議論しなくてはいけないと思います。

もう一つですが、地方自治体の所属の研究機関、公設試です。活用しなくてはいけないということはもちろんですが、東北地域のことを考えるといろいろなタイプの公設試がございます。特に東北を見ますと農林水産系のものが多いです。それで今、知財に絡んできますと、農林水産系の公設試だけではなくて、そこと工業系の公設試のリンクが必要になってくる。

しかしながら、問題なのは、県レベルでも縦割ですから、お互いのところには踏み込まない。それで、なかなか本当ならば現場でいろいろなことが一緒にできれば知財も生み出されるんですが、そこが問題になっているところもございます。以上でございます。

〇会長　それは何とかしましょう。それでは、お願いします。

〇委員　産学連携の立場からですが、先ほど産学連携に産業界からの評価として８０％くらいがよしとしているというデータが示されました。これはもちろん正しいと思いますけれども、これは既に連携が進んでいるケースです。

私が最近、現場レベルから聞いている話では、連携に入るところで非常に問題がある。特に知的財産という観点から見ましても、先ほど言いましたように機関帰属とか、どこに所属するか明確になっていないところとか、それからいわゆるインフラです。例えばＴＬＯを通すと非常に手間がかかるとかいうことが現実問題としてあるわけです。そういう運用上、手続上、非常に繁雑になってきているということです。

もう一つは、先ほどＴＬＯのロイヤリティの収入のことがありましたが、私は大学の場合に初期の第三者機能というものの大小を問題にするよりも、連携に入って企業と共同して大学の知財をいかに社会に還元するかということが大事だと思うんです。ですから、余

り最初から高い権利意識を持たれると産学連携のまず入り口で頓挫してしまうということです。

それから、先ほどある委員が非常にクリアに私が思っていたことを発言されましたけれども、バイオのリサーチツール特許というのは非常に重要な問題です。これは委員も言われたのですが、上流技術の特許というものがアウトプットである成果物、プロダクトにどのくらいまで及ぶかということは、産業によっては非常にブレーキになる部分が大きいと思います。もちろん最初のコンセプト特許という非常に大事な発明に対してしかるべき権利を確保してインセンティブを与えるというのは非常に重要ですけれども、排他性が強過ぎると実用化レベルで問題が出ます。

中には例外もありますが、最近はアメリカの製薬会社もかなり大きな会社も寄って集まるとこれを非常に大きな問題視をしています。特にバイオというのは非常に長期間多大な投資が必要で、しかもまだまだ成果の不確実性が非常に高い分野です。そういうリクスを負って開発を進めるには研究の自由度が必要なわけでして、余り初期の権利を大きく認めることの弊害については是非ここで考えて、何かいい案を出されたらと期待しております。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

○委員　私は、ＴＬＯで日々大学の先生方というか、研究者のエージェントとして活動しておりますので、その視点から３点ほど申し上げたいと思います。

まず１点目は６９条です。私の専門はバイオなのですが、大学の生命科学系では６９条の解釈というのは非常に問題になっておりまして、特許庁で出されているフローチャートの内容についても非常に問題になっていると思います。

それで、この点に関しましては前の委員の方から提言がありましたように、やはり大学というのは物をつくる現場ではなくてミッションが違うということで、その解釈というか、大学が例外になるように検討していただきたいということ。もし万が一それができないのであれば、ある程度日本の中でのガイドラインというものを明確にして、大学の研究者が日々研究するに当たって安心して既存の特許を踏んでいるか、踏んでいないかということを心配しながら研究するという煩わしさをなくしていきたいと思います。

特許庁の方のパンフレットに、例外に該当しないという例が１つ挙がっていますが、大学の中で行う例としては余りこういう例はないかと思います。例えばＮＩＨでリサーチツールのガイドラインがあるということでアメリカの例を見ろという話なのかもしれないですが、日本の中でのガイドラインというものがある程度明確になっていった方がいいのではないかと思います。

あとは、リサーチツールと一概に言っても、リサーチツールの使い方によって特許権が及ぶのか及ばないのか判断する必要があります。大学の先生方にはその解釈を求めること

は難しい問題です。したがいまして、そのリサーチツールをどう使った場合に特許権の範囲が及ぶのか及ばないのかという運用のガイドラインがあると、より先生方も日々の研究がしやすくなるのではないかと思います。

２点目としましては、検討項目には利益相反ルールの明確化というものが挙げられておりますが、どこの大学も今ルールの策定、検討はもう進んでいるかと思います。どちらかといえばどう管理するかというか、運用するかという方が今は問題になっています。東京大学の方でも利益相反委員会を開いてもらいたいと言っても、だれがどのように開き、管理するかということが問題になっているという状況があります。利益相反が起こるかもしれないということを、どこに手を挙げたらいいのか、どう使っていくかというところの指針を明確にしていくことが今は必要なのではないかと思います。

３点目としましては、検討項目の４に挙がっている「知的財産専門人材の確保・育成のための方策」というものがあります。大車輪の外側を回すようなライセンスアソシエイト、営業マンが不足していることもありますが、最近の活動で不足していると感じる人材として大学の中で契約書を見ることができる人、法務のわかる方です。東大ＴＬＯは東大の知財部と連携を取って技術移転を進めております。私たちが日々スムーズに業務であるマーケティングやライセンスを決めたていきたくても大学のＯＫがなかなか取れないという問題があります。その理由は大学側で契約書を見てくださる方が少ないことが、どうしても律速段階になっていると感じております。ですので、１つ人材確保という側面では法務経験者の方を大学にもう少し入れていただくことを考えていただくことも検討すべきかと思われます。以上です。

○会長　ありがとうございました。

○委員　３点にまとめたいと思います。

１つは、長期的視点を一度考えていただきたいと思っています。知財分野は本当にこの数年間で随分日本も進んだと思います。それで、いわゆる量的なものから質的な話という話がありますが、実は量的な問題も出てきている。今まで法人化の届出件数が年間２０件以下という非常に少ない数だったのですが、これが今年は５００件以上になる。そうすると、今まで割合小さいものを想定していたのですが、それが非常に大きくなって幾つかの問題が出てきています。

それから、大学の中で知財に対する資金というのは実は当所ゼロです。例えば１,０００億円の運営交付金を使っているところで１億円くらいは当たり前だと思いますが、これは０.１％です。

ただ、１億円を予算化するというのは学内では非常に難しい。今も５年間の補助事業ですので、皆さん任期があるわけです。それで、知財を本当にやるのであればこれは第３期の計画に関係すると思いますが、その辺りは国としてどうするのかという形の指針を出し

ていただきたいと思います。これはそうでなく、学内だけの問題になってしまいますので。
２番目は、グローバルな知財をどうするかです。産学連携は今は国内での話ですが、これからは海外との大学、特に中国の大学との提携を我々自身も検討しています。その中で知財がどうあるべきかということが現実問題として出てきます。実は、中国の方も非常に知財に対して関心が高くて、むしろ日本の知財の在り方、大学の在り方を学びたいと言うんです。だから、ひとつそういうふうなものを題材にして、東南アジア、ＥＵ、米国等々あると思うんですけれども、海外との知財の在り方ということもどこかで議論していただければと思います。
３番目は、知財と産学官連携の関係です。知財の一つの大きな強みは、大学の中で特許権というか、知財があるということで、それを元に産学官連携をやれると思います。特に企業にとっては、大学が知財をちゃんとやれるのかどうかによって共同研究をやるかどうかという視点が出てきていると思います。それで、現在は不実施補償であるとか、いろいろな障害が懸念されていますが、それは懸念材料を克服しなければだめなわけで、逆に言うとそれをうまくもっと進めるための知財と産学公の連携のことについても何か指針的なものが出れば、今回は文科省、経産省、特許庁ですが、実は国交省であるとか、いろいろな省がありますが、そこは非常にうといところがあって、知財との関係がなかなかそことの共同研究をやろうとすると問題になっていますので、これは省庁の総合的な機能としてあるとすれば、そういったところの基準的なもの、ルール的なものができればと思います。
以上です。

○会長　ありがとうございました。それでは、委員お願いします。

○委員　私は知財の担当として産学連携の交渉の片方のサイドに立ってという立場でお話をさせていただきます。
それから、先週ちょうど当社の中でお世話になっている大学の先生たちをお招きして、当社の技術のトップの人たちとパネルディスカッションを「産学連携について」ということでやりました。それで、なかなか紛糾しまして、ちょうどここにある課題２つが挙がりましたので、その２つについてお話をさせていただきます。
１つ目は、やはり今まで委員皆様からありました成果の取扱いにも関係するし、その連携の着手のところの取っ掛かりがなかなかうまくいかないというところの問題です。ここに今回レイティングの資料が資料５にも出てきていますが、余り拘束されずにフレキシブルに対応できるような、せっかく連携して成果を出そうとしているんだから、その成果を出すということに対して評価をするというふうな何か評価方法みたいなものが出てきて、大学の方も企業の方ももっと前向きに取り組めるような仕組みができないものかということを私の方から期待していますということでひとつお願いしたいと思います。
もう一つは人材育成の話ですが、そのときのパネルディスカッションでやはり議論にな

ったのは、どういうふうにお互いにわかり合うというか、知識もやり取りできてうまくコミュニケーションができるようになるかということで、いろいろ今回もたくさん人材育成の手段が出ていますが、１人の先生が言われたのは、インターンシップとかそういうものだけでは大きく動かすような何かがないような気がする。何かもう少し組織的な取り組みがないでしょうかというふうな御意見があって、私どももとてもそれは答えられなかったのですけれども、人材育成についてコミュニケートするための何かが必要なのかということを感じました。大体その２つです。

○会長　ありがとうございました。

○委員　今日は大学あるいは公的研究機関の特許、知財を有効活用していくということが一つの命題かと思いますので、３５条とか６９条とかいろいろ個人的には言いたいこともありますが、それはやめて１つだけ、やはり利益相反の問題を実務レベルで解決できるような形に仕上げていくということが非常に重要なポイントではないかと思っています。

先ほども御紹介がありましたけれども、利益相反ポリシーは産総研を含めて大学でどんどんできてきておりますが、実務レベルでは非常にグレーゾーンが大きくて非常に悩みを抱えて、それぞれ明確な判断基準もなく、実際に新しいベンチャーを立ち上げようとか、あるいは投資をしていこうという人たちの意欲をかなりそいでいるのではないかという気がしております。

それで、先ほど人材流動化というお話もありまして、私自身は機関帰属というポイントもございますが、むしろ利益相反、例えばＡ大学であればこういったところまでは許されるけれども、産総研に来たらだめだと言われたとか、そういったことがあると流動化というのはある意味でアクティブな方ほどそういうものの被害を受けるということで、非常に阻害要因になっていくのではないかと思います。

やはり利益相反というのは大学とか公的研究機関の公益性の判断をどうするのかというところがポイントでございまして、恐らくその辺りの議論が明確に出ないと、先ほどの６９条の研究における特許使用というような問題も、明確な指針を出すのは難しいのではないか。完全に私的利益追求であるという立場に立てば、それはアメリカの判例のような方向に流れていくのだろうという気がいたしますが、一方で公益性の高い活動を大学としてやはりきっちり担保してやっていくのだというコンセンサスが社会的に出せる状況ができれば、一定の範囲で研究における特許使用というロジックができ上がっていくのではないかという気がいたします。

ですので、そういう意味でも利益相反の問題を公益性という立場で明確に、しかも実務レベルで判断ができる状況を、個々の機関ごとにばらつきがある状態ではなくて日本全体として統一した形でつくり上げていくことが一番重要ではないかという気がいたします。それからもう一つだけ申し上げたいのは、やはりそういうルールができたときに運用する

人の問題というのが一番現場では大きいのだろうという気がいたします。今、ＴＬＯなどでもかなり人的な充実が図られておりますけれども、日常レベルで利益相反の判断をしていく実務家という人を十分育てて、グレーゾーンについても相当明確な判断基準を持って指導をしていけるような方を育てないと、なかなか手持ちの人材だけでグレーゾーンを分け入るというのは難しいのではないかという気がいたします。以上です。

○会長　大変重要な御指摘だと思います。

○委員　産学連携、大学については御指摘がいろいろございましたが、やはり３つくらいの点で今まで企業で扱ってきた知財のマネジメントとは異なります。

１つは、そのミッションが異なることでパラダイムも異なるということです。

それから、もともと大学とか公的研究機関の発明に関しては小発明を期待しているわけではなくてパイオニア発明を期待しているわけですから、そういう意味では非常に上流の発明である。逆に言うと、下流側に随分たくさんの改良発明、改良技術がないと事業化していかないという年限のかかるものだという意味で、先ほどの方法の特許、リサーチツールも含めて下流側を阻害する可能性もあるというような位置付けにあるということです。

第３番目は、委員が御指摘になった非常に重要なところだと思いますが、流動性の高い人材、研究者が流動性の非常に高い組織にいるということ。これは、今まで企業も余り経験したことのないマネジメントが必要だという意味で非常に悩ましい部分がございます。我々はこれは本当に重要なテーマだと思っておりまして、共同研究はいろいろな御指摘がありましたけれども、一つひとつ考えていかないといけないということでありますので、これは試験研究における特許発明の円滑化の問題というところのガイドラインを早急につくるべきだと思いますが、今みたいな話はどこかでパッケージでまとめていただく必要もあるのかなという気がいたします。

２点目は、利益相反です。これは昨年来もいろいろ勉強会をやって、何とか処理ができるかなと思っていましたが、現場でいろいろな問題に遭遇しますとやはり非常に難しいです。ただ、利益相反で整理をしないといけないのは、機関の責任でやるべき利益相反のルールというのは余り一律に決めてもよくないというか、基本的に法令違反でない範囲であればやはりその機関のマネジメントに任せないといけない部分もあります。一方、国立大学の場合はつい最近まで国家公務員が人事院規則に縛られていたわけでありまして、今でも運営交付金を経てみなし公務員的な見方をされることがどう影響するのかがよくわからないです。そこは少ししっかり明確化していただく必要がある。そこがないと、本当の法令違反ではない利益相反の範疇と本当のグレーの部分がちょっと重なっているような状況にあるのではないかと感じています。

３番目は、人材育成のところでございます。先ほど法科大学院についての言及がございましたが、私もこの法科大学院に理工系の方が入られて、将来ダブルメジャー的な法曹資

格者が出てくるということは非常に望ましいと思っています。８．４％くらい理工系だということで、医者とか建築の方が多そうなのですが、少なくとも司法試験に合格するのが今はそのうちの２割ということとか、理工系で一生懸命勉強をして社会に出て、それから何年か法科大学院に入る人が本当にこれからちゃんと出てくるのかどうかというところは、よくよく見ていかないといけないだろうと思います。

もしそこにある程度インセンティブがないとそういうキャリアを選ばないということであれば、これは早く手を打たないと、時間がかかる問題ですので考えていくべきではないかと思います。以上、３点でございます。

○会長　大変短い時間でプレゼンテーションをしていただいて大変恐縮に存じております。

今日いろいろ御意見をいただいたことを整理する必要がありますが、今、会長として大ざっぱに申し上げますと、これから御決定いただきたいと思っているプロジェクトチームですが、これは６９条あるいはリサーチマテリアルに関するところです。それに関する御意見もたくさんいただきましたので、それはそのプロジェクトチームに是非反映をするように考えたいと思います。

それから、この専門調査会で取り上げるべきことについて非常に有益な御意見をたくさんいただきましたので、これについては当然事務局に整理してもらう必要があります。また、ここではなくて、知的財産戦略本部の専門調査会で取り上げていただいた方がいいものも一部あったように思います。そこは、事務局で整理して、どこかではやはり議論をしていただく価値があると思いますので、お願いします。そういうことで、さまざまな御意見はいずれも私は重要なことだと思います。

それから、既に議論がある程度終わっているものもありますので、それも整理していただく必要があるのではないかと思います。しかし、いずれにしても国立大学が法人化されて新しい課題がどんどん顕在化してきていることも事実ですので、整理が終わっているものは余りないかもしれません。そういうことで、研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチームの設置については是非設置したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○会長　ありがとうございました。それでは、人選等については会長に一任をさせていただきたいと思います。

それでは、議題の３で「科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について」いうことで、事務局から簡単に説明していただきます。

○事務局　（資料７－１に沿って説明）

○会長　第３期に向けて事務局からこういう議論をしていただきたいという提案の説明がありました。
　ほとんど時間がないので皆様から御意見をいただくというわけにはいかないのですが、是非御発言したいという方がおられましたら２、３人の方にお願いします。

○委員　１点だけですが、先ほど会長のおっしゃられたバイオツールの問題は知的財産本部でという話ですが。

○会長　そうではありません。リサーチツールの問題は知的財産本部でと申し上げたのではなくて、ここで議論をした方がいいものはできるだけやります。
　ただ、知的財産戦略本部では例えばコンテンツなどもやっておりますので、こちらでやっていかないということはないのですが、向こうでもう動いているもので向こうでやった方がいいものがあったらそちらでやっていただくという意味です。

○委員　このリサーチツールの問題は知的財産戦略本部でも随分議論されてきましたが、知的財産の保護強化という観点とは異なる側面があり､非常に理解がされにくいわけです。しかも、ほかの技術分野と随分これは温度差の違いがございます。ですから、総合科学技術会議の中でこの問題を是非お願いしたいと思います。

○会長　それは私もやらせていただきたいと思います。せっかくバイオの方がたくさんおられますし、議員にもライフサイエンスの人がいますので、そこは何も問題ないと思います｡そういうことで､既に知的財産戦略本部で検討がかなり行われている部分については、向こうにお願いした方がいいものもあるかもしれませんので、整理をする必要があるということです。
　ほかの方は、いかがでしょうか。あるいは、もう一言付け加えたいという方でも結構でございます。
　それでは、また今後の予定の中でいろいろ御議論を賜るということでよろしいでしょうか。
　それから、どうしても今日言い落としたということがありましたら事務局の方にメモをいただくということを考えたいと思います。
　それでは、今後の予定等について事務局からお願いします。

○事務局　御議論をどうもありがとうございました。次回は２月１８日金曜日１３時から１５時です。別途御案内をさせていただきます。
　次回ですが、前半の部分で中長期的な課題についてのディスカッションを深めていきた

いと思っております。それにつきまして、ある程度の論点を事務局で用意させていただきいと思っておりますので、また御案内を差し上げますが、課題等を御提案いただければと思っております。

それから、後半の部分で今日いただいた中から特別のテーマについて議論をしていただきたいと考えておるところでございます。

それから、次回は関係省庁からの説明と、専門委員の何人かの方からも御説明をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございました。議員の方に御発言の機会がありませんでしたが、よろしいですか。

若干事務的な補足ですけれども、本日の会議資料につきましては公開の取扱いにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そうさせていただきたいと思います。

本日は、長時間にわたって御議論をいただきましてありがとうございました。これをもちまして終了させていただきます。